

農業水利基本調査
鳴瀬川地区取水管理実態調査業務

業務説明書

1 手続開始公示日 令和5年9月1日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 吉田 正秀

3 担当部局

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 企画課 企画情報管理官
電話 019-613-2534

4 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、鳴瀬川の慣行水利権を持つ取水堰の法定化を進めるにあたり、取水管理方法の明確化及び取水状況の把握のため水位流量曲線の作成を行い整理するものである。

(2) 業務内容

ア 概要

- ・資料の検討 1式
- ・現地調査 1式
- ・取水実態整理 1式
- ・点検取りまとめ 1式

イ 作業内容 特別仕様書のとおり

ウ 貸与資料 特別仕様書による。

(3) 業務の詳細

別冊、業務請負契約書（例）、特別仕様書のとおり

(4) 履行期限 令和6年1月31日

(5) 入札契約方式 簡易公募型競争入札（最低価格落札方式）

(6) 本業務は、業務説明書の交付、参加表明書の提出及び受領に係る確認並びに入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。

(7) 本業務は、契約手続きに係る書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。

(9) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によつては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付け15北総第528号（経）東北農政局長通知）に基づき指名停止等の措置を講ずる。

(10) 本業務は参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務である。

5 競争参加資格及び選定基準

(1) 入札参加者に要求される資格要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 東北農政局における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の測量・建設コンサルタント等のうち「A等級又はB等級」で「測量・建設コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けている者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、ウの認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農政局が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。

オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号農林水産省大臣官房經理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする複数の者の間に、以下のアからウまでの各項目のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記に該当する場合において、参加表明書の提出者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、東北農政局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により執行しないこととされている社員を除く。)
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行するものであって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合。
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 配置予定技術者の資格要件

ア 管理技術者

農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」第7条による測量士のほか、以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有するもの(大学卒業後18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。以下、同じ)であること。

- (ア) 技術士(技術部門:総合技術監理部門、選択科目:農業ー農業土木)
- (イ) " (技術部門:総合技術監理部門、選択科目:農業ー農業農村工学)
- (ウ) " (技術部門:農業、選択科目:農業土木)
- (エ) " (技術部門:農業、選択科目:農業土木)
- (オ) 博士(農学)
- (カ) 農業土木技術管理士
- (キ) シビルコンサルティングマネージャー(選択科目:農業土木)

(4) 当該業務部門

当該業務部門は、水文・水利における調査である。(AGRIS業務分類:水文・水利(大分類)調査(中分類))

(5) 参加表明者の選定基準(別添1参加表明者選定基準参照)

ア (1)に示す入札参加者に要求される資格要件に加え、別添1に示す参加表明者選定基準に記載されている評価項目のいずれかが「選定しない」と評価された場合は、入札参加者として選定しない。

イ 予定照査技術者の資格が(3)のイに示す資格要件に該当しない場合は、入札参加者として選定しない。

ウ 企業評価項目

(評価の着目点)

- ・競争参加資格の認定
- ・当該業務部門の技術者の存在
- ・過去10年間(前年度までの過去の10年間。以下、同じ。)の1件当たり1.5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の業務実績及び業務成績
- ・当該年度を含む過去3年間の納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無
- ・過去3年間の管内における地域貢献活動への支援
- ・過去3年間の災害協定等に基づく活動実績
- ・再委託の内容及び分担業務の構成員
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

エ 予定管理技術者評価項目

(評価の着目点)

- ・ 技術者資格及びその専門分野の内容
- ・ 過去10年間（前年度までの過去の10年間。以下、同じ。）の1件当たり1.5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の業務実績又は実務経験、業務成績
- ・ 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
- ・ 過去5年間の管理技術者としての業務表彰経験等の有無
- ・ 1件当たり1.5百万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約総額

オ 分任支出負担行為担当官は、上記の基準により、競争参加者を最も評価点の高い者から10位の者までを選定する。

参加者が10者に満たない場合、又は、10位までの者が10者を超える場合は10位以内全ての者を選定する。

6 参加表明書の作成、提出等

(1) 本競争の参加希望者は、次に従い参加表明書（別添3）を提出しなければならない。

5の（1）のウに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時までに当該資格の認定を受け、かつ指名されなければならない。

また、参加表明書の提出者が、本業務説明書を入札公示に示す交付期間、場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該参加表明書を無効とし、非選定とする。

なお、提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、指名されない。

ア 提出期間

別表1の①に示す期間

イ 提出先

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 企画課 企画情報管理官
電話 019-613-2534

ウ 提出方法

本業務は、参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務であり、参加表明書総括表（別添2）に記載のうえ、参加表明書と合わせて提出すること。

また、参加表明書を提出しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、5（2）に掲げる資本関係又は人的関係がある者に関する情報について、別添4に記載し申告すること。

なお、別添4により申告した関係者が本業務の参加表明書を提出した場合には、当該業務の参加表明書を無効とする。

また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

(ア) 電子入札方式の場合

業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。

提出様式については、一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。ただし、参加表明書総括表（別添2）はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。（電子入札方式では、提出できるファイル数が1ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮（1zh形式等）して、1つのファイルで提出すること。）

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、別添3の様式1及び別添2のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙によりイの提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法で提出（提出期限内必着）すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

(イ) 紙入札方式の場合

業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、提出期間内に必着でイの提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること（提出期限内必着）。併せて、参加表明書総括表（別添2）（ファイル形式「Microsoft Excel」）をCD-Rに収めて提出場所へ提出すること。

なお、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

エ 提出部数

参加表明書の提出部数は、1部とする。

オ 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表1の②に示す日までに書面にて通知する。

カ 記載上の留意事項

(ア) 企業の有資格者登録（別添3の様式2に記載すること）

企業の競争契約参加資格者登録の有無

(イ) 有資格技術者数（別添3の様式3に記載すること）

企業に所属する有資格技術者について資格の種類、部門（選択科目等）ごとに人数を記載する。

(ウ) 企業の過去10年間の当該業務部門実績（別添3の様式4に記載すること）

契約金額1.5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門に応じた業務及び評定点を記載する。

(エ) 重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無（別添3の様式5に記載すること。）

当該年度を含めた過去3年間の業務の納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無を記載する。

(オ) 企業の地域貢献活動への支援（別添3の様式6に記載すること）

・ 表彰には、管内での過去3年間に受けた「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績を記載する。

・ 地域活動に対する取組み状況には、過去3年間の管内における地域貢献活動（農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等）に対して企業としての継続的な支援実績又は災害活動実績内容を記載する。

なお、継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連續した2カ年以上にわたり継続的に実施していることをいう。

(カ) 企業の災害対応活動の実績（別添3の様式7に記載すること。）

・ 過去3年間の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績内容を記載する。

(キ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（別添3の様式8に記載すること。）

各認定で該当するものがある場合、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

なお、外国法人については、内閣府による認定等確認通知書の写しにより確認する。

対象となる認定は以下の通り。

・ 女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。）

・ 次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）

・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）

(ク) 事業実施体制（別添3の様式9に記載すること。）

・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、その内容を記載するとともに、備考欄にその理

由（企業の技術的特徴等）等を記載すること。

なお、再委託先又は協力先が明らかな場合は、併せて記載するものとする。

ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(ヶ) 予定管理技術者の経歴（別添3の様式10に記載すること）

- ・ 予定管理技術者について、経歴等を記載する。
- ・ 契約額1.5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の管理技術者としての業務実績及び当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験を記載する。

なお、当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験とは、地方農政局請負工事等監督要領第3号に示す総括監督職員又は主任監督職員の経験又はこれと同等程度の経験をいう。

また、前述の業務実績、実務経験がない場合で、当該業務部門の担当技術者としての実績がある場合はその実績を記載する。

- ・ 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況を記載する。
- ・ 手持ち業務は、本業務の公示開始日（令和5年9月1日）現在において履行中の管理技術者としての契約額1.5百万円以上の全業務（発注者が他国、他機関の業務を含む。）を記載する（別添3の様式10に記載すること）。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（元予第2210号大臣官房参事官（経理）通知。）に基づき一時中止等を行ったことにより公示開始日（令和5年9月1日）に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

(コ) ・ 予定照査技術者について経歴等を記載する（別添3の様式11に記載すること）。

(サ) ・ 予定管理技術者の表彰経歴（過去5年間）（別添3の様式12に記載すること）。表彰には、過去5年間に受けた表彰歴として、当該業務部門に関連する農林水産大臣・農村振興局長・地方農政局長表彰、技術者表彰（農業農村工学会、農業土木技術研究会、全国農村振興技術連盟）を記載する。

キ 参加表明書総括表（別添2）

参加表明者選定基準に示す企業評価及び予定管理技術者評価について評価項目ごとに申請内容、評価及び評価点を記載する。

(2) その他留意事項

- ア 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された参加表明書は返却しない。
- ウ 提出された参加表明書は、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- エ 提出期限日以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 参加表明書に記載した予定管理技術者及び予定照査技術者は、原則として変更できない。
ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならぬ。
- カ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とするとともに、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付け15北総第528号（経）東北農政局長通知）に基づく指名停止を行うことがある。

7 非指名理由の説明等

(1) 分任支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者のうち指名（入札参加者として選定）しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

ア 受付期間

(1) の通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）後の午後5時。

イ 受付場所

3に同じ。

ウ 提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

- (3) 分任支出負担行為担当官は、非指名理由の説明を求められたときは、(2)の受付期間の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 業務説明書に関する質問の受付及び回答

- (1) 業務説明書に対する質問は、次に従い文書（別添5）により提出すること。なお、文書には回答を受け付ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記すること。

ア 受付期間

別表1の③に示す期間

イ 受付場所

3に同じ。

ウ 提出方法

別添5（ファイル形式「Microsoft Word」）に記載の上、下記のアドレスに電子メールにより送信すること。

また、電子メール送信後はその旨を電話にて連絡し、必ず着信確認をすること。

E-mail : thn-shitsumon-kita@maff.go.jp

- (2) (1)の質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を含まない。）以内に電子入札方式（又は電送等）により行うほか、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

別表1の④に示す期間

イ 閲覧場所

3に同じ。

9 入札及び開札

(1) 入札の日時

ア 電子入札方式による入札の送信期限

(ア) 入札の送信期限

別表1の⑤に示す日時

(イ) システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕を持って入札金額の送信を行うこと。

イ 紙入札方式により持参する場合の入札書の受領期限及び提出先

(ア) 入札書の受領期限

別表1の⑥に示す日時に6の(1)のイの場所に持参し、入札する。

ウ 紙入札方式により郵送又は特定信書便で提出する場合

(ア) 入札書の受領期限

別表1の⑥に示す日時までに6の(1)のイの場所に必着。

(2) 入札方法等

ア 入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ファクシミリ等による入札は認めない。

イ 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合が

ある。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

カ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」によるものとする。

（東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>

（3）開札の日時

別表1の⑦に示す日時

（4）開札の場所 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所会議室

（5）開札の立ち会い

電子入札方式により入札した場合は開札の立ち会いは不要とするが、紙入札方式による入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。紙入札方式による入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、その入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

（6）入札の無効

手続き開始の公示に示した指名されるための資格要件のない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札並びに別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（7）落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（8）入札者が2者未満の場合の手続きの中止

参加表明書の提出又は入札（電子入札方式の場合は、入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い時期）のいずれかの手続き期限をもって、入札者が2者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続きを中止する。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

10 低入札業務における品質確保対策の試行について

（1）品質確保対策

次に示す割合を予定価格に乗じて得た価格を下回る価格で契約した場合、業務の適切な品質を確保するため、以下を実施することとし詳細は特別仕様書によるものとする。

ア 本業務については、受注者が自ら行う照査とは別に、資本関係及び人的関係において関係がない第三者による照査を受注者の責任において実施するものとする。

イ 管理技術者は、第三者による照査技術者が行う照査結果及び照査状況（写真撮影を含む）について、その都度監督職員へ報告するものとする。

ウ 本業務の屋外で行う測量（又は調査）の実施に際しては、管理技術者が現場に常駐するものとするとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北上土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。

エ 管理技術者は、全ての打合せに立ち会い、監督職員に履行状況を報告するものとする。

オ 割合

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表AからD（測量の場合は、AからC）までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量を除く請負契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—

（2）品質確保対策の履行

品質確保対策の履行について、次の場合には業務成績評定において減点措置を講ずる。

- ア 「管理技術者立ち会いの打合せに係る履行について文書注意を受けた場合」又は「屋外作業の管理技術者の常駐に係る履行について文書注意を受けた場合」…5点減点
- イ 「第三者による照査に係る履行について文書注意を受けた場合」…10点減点

11 貸与資料の閲覧

特別仕様書第2－2条に示す貸与資料については、閲覧可能とする。

閲覧期間については、別表1の⑧に示す期間とするので、閲覧を希望する場合は、3に示す担当部局等に事前に連絡すること。

閲覧方法についてはデータでの閲覧とし、CD-R等で貸与するので閲覧の際は余裕を持って連絡すること。

12 業務の成果品質確保対策について

受発注者間の測量・調査方針、条件等の確認の場として、次の会議等を設置するので、管理技術者等の受発注者代表は次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）業務確認会議

業務着手時に、測量・調査方針、条件等の確認を受発注者が一堂に会して実施することにより、業務を円滑に推進する。

（2）合同現地調査

受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、測量・調査条件や施工の留意点、関連事業の情報、測量・調査方針の明確化等、情報共有を図る。

（3）照査の確実な実施

業務の成果物納入時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、成果物の納入時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身から照査報告を実施できるものとする。

（4）当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受注者が当該工事に関する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催すること

としており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

13 その他

(1) 契約書作成の要否

要。 (別冊「業務請負契約書(例)」により作成する。)

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付 (保管金の取扱店 日本銀行盛岡代理店)

ただし、利付国債の提供 (保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店) 又は金融機関若しくは保証事業会社の保証 (取扱官庁 東北農政局) をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(6) 手続において使用する言語、通貨及び単位

契約の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(7) 競争入札心得の遵守

入札参加者は、別冊「東北農政局競争契約入札心得」及び別冊「業務請負契約書(例)」を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。

(8) 支払条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)における保証契約を締結した場合の前金払の割合は、契約金額の3.5割以内とする。

(9) 入札に関する手続の中止

分任支出負担行為担当官が中止の必要があると認めた場合は、入札に関する手続を中止する。

この場合、中止に関する公示及び入札参加者に対して通知を行う。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

(10) 契約の制限

本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められる建設会社又は製造会社については、本業務に係る工事を請け負うことができないものとする。

(11) 電子契約システムについて

ア 本件は、契約手続きに係る書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

イ 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変更承諾願(別添6)を提出しなければならない。

ウ 電子契約システムに障害等やむ得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

(12) 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等(契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう)。

以下同じ。) の提出又は寄託に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

(13) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

(14) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。

(https://www.maff.go.jp/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

(不当な働きかけ)

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

別表1

① 参加表明書の提出期間	令和5年9月1日から令和5年9月15日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで ただし、最終日については午前11時30分までとする。
② 選定結果の通知時期	令和5年9月28日を予定
③ 質問受付期間	令和5年9月4日から令和5年10月5日まで 持参する場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで
④ 質問回答閲覧期間	令和5年9月4日から令和5年10月10日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで
⑤ 電子入札方式又は紙入札方式により持参する場合の入札期間	令和5年10月6日から令和5年10月16日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで ただし、最終日については、午後1時00分までとする。
⑥ 紙入札方式により郵送又は特定信書便で提出する場合の入札書受領期間	令和5年10月6日から令和5年10月13日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで ただし、最終日については、午後4時00分までとする。
⑦ 開札の日時	令和5年10月16日午後2時00分
⑧ 貸与資料の閲覧期間	令和5年9月4日から令和5年9月15日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで ただし、最終日については、午前11時30分までとする。

(注) 「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。

参加表明者選定基準【簡易公募型競争入札（価格競争方式）】

別添1

農業水利基本調査

鳴瀬川地区取水管理実態調査業務

評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価				備考
				評価点	A	評価点	B	評価点
〈企業評価〉								
企業評価	資格要件	有資格者登録	競争参加資格の認定	—	—	1 資格登録されている	選定しない	資格登録されていない
	技術者資格	当該業務部門の技術者の存在	3 技術士（総合技術監理部門（農業一農業土木、農業一農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学））、博士（農学）、農業土木技術管理士、その他資格者（当該業務部門に限る）が6名以上存在	2 技術士（総合技術監理部門（農業一農業土木、農業一農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学））、博士（農学）、農業土木技術管理士、その他資格者（当該業務部門に限る）が2名以上存在	選定しない	A、Bに該当しない	その他資格者の内訳（測量士、ビーチンelseaイングマネージャー（RCCM：農業土木）） 技術者の人数評価は、「技術士」及び「博士」を1人につき2人、それ以外を1人として算出する。 なお、複数の資格を有する者がいる場合、最も評価点の高い資格のみを計上すること。	
専門技術力	成果の確実性	過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務実績（国営以外の農業農村整備事業を含む）	2 当該業務部門の業務実績が5件以上ある	1 当該業務部門の業務実績が1～4件ある	0 当該業務部門の業務実績がない	・評価における件数は、最近の完了順に10件までとする。なお、10件に満たない場合は、その全てを対象とする。 ・当該業務部門とは、業務説明書本文で示す業務。 ・参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位（下位）を決定するものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中間の者は下位グループとする。（但し、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は上位グループとする。） ・業務成績については、業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。		
		過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務の平均成績（国営の農業農村整備事業のみ）	2 当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の上位1／2グループ	1 当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の下位1／2グループ	0 当該業務部門の業務実績がない			
		納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の有無	—	1 右に該当しない	-2 重大な設計ミスの発覚等により、設計のやり直し又は構造物の手直しがあった	・「重大な設計ミス」とは、管内国営事業（務）所が発注する業務において、当該年度を含め過去3カ年（基準日：参加表明書申請の提出期限の最終日）にダム、頭首工及び橋梁等の重要構造物の設計又は機能・構造に関するもので事業推進に弊害をきたしたもの、又は人身に危害を及ぼしたもの。		
	地域への貢献	過去3年間（前年度まで）の管内における地域貢献活動への支援	2 「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績有り	1 管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績又は灾害活動実績有り	0 地域への貢献に対する取組み実績（過去3年間）がない	・地域への貢献に対する取組み実績（過去3年間）がない場合は評価しない（O評価）。 緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から除くことができるものとし、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えることができるものとする。		
	業務執行能力	過去3年間（前年度まで）における災害協定等に基づく活動実績	1 土地改良施設等を対象とした災害協定等に基づく活動実績がある。	—	0 災害協定等に基づく活動実績（過去3年間）がない	災害協定等に基づく活動実績とは、 ・国（地方農政局等）との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請を受けて実施した災害活動実績 ・被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害活動実績 をいう。 活動実績（過去3年間）がない場合は評価しない（O評価）。		
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の取得状況等	0.5 次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）。（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※1 ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業） ※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	—	0 Aに該当しない	※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。 ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。 ※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。		

農業水利基本調査
鳴瀬川地区取水管理実態調査業務

参加表明者選定基準【簡易公募型競争入札（価格競争方式）】

評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価				備考	
				評価点	A	評価点	B	評価点	
〈技術者評価〉									
技術者評価	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野	3	技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学））、博士（農学）	1	測量士、農業土木技術管理士、その他資格者（当該業務部門に限る）	A、Bに該当しない 選定しない	その他資格者の内訳（ヒューリンガルイングマネージャー（RCCM：農業土木）） ※当該業務部門に該当する技術部門（当該業務に関連する学術部門）とは、業務説明書5の（3）①に示す技術部門（学術部門）である。
専門技術力	業務執行技術力	過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務実績又は実務経験（国営以外の農業農村整備事業を含む）	2	当該業務部門の管理技術者としての業務実績、又は当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験がある。	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	0	当該業務部門の業務実績、実務経験がない。	当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIIS業務分類コード表における分類と同一の業務
			過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務の平均成績（国営の農業農村整備事業のみ）	2	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の上位1／2グループ	1	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の下位1／2グループ	0	当該業務部門の業務実績がない。 ・評価における件数は、最近の完了順に5件までとする。なお、5件に満たない場合は、その全てを対象とする。（「最近の完了」とは、本業務の参加表明書提出日で重複を判断する。） ・参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位（下位）を決定するものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中間の者は下位グループとする。（但し、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は上位グループとする。） ・業務成績については、以下のとおりとする。 （管理技術者の場合） 業務成績評定通知に示す（管理技術者「技術者評定点」）である。 （担当技術者の場合） 業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。
			管理技術者としての成績がなく、担当技術者としての成績がある場合（過去10年間）	—	—	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	—	—
		農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況	3	前々年度に50CPD単位又は過去3年間に150CPD単位以上を取得	1	前々年度に10～49CPD単位又は過去3年間に30～149CPD単位以上を取得	0	A、Bに該当しない。	農業農村整備事業の継続教育に係る取り組みCPD単位のみを評価対象とする。 「又は」の解釈 どちらかの条件（前年度、過去3年間）を満足していればよい。 前年度に緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えることができるものとする。
			1【加算評価点】 技術士（CPD認定）に認定されている。				—	—	上記の継続教育の取組においてA、B又はCにより加点されており、かつ、農業農村工学会技術者継続教育機構において取得したCPDにより、技術士（CPD認定）に認定されている場合は、上記に加算する。 評価対象とする技術部門は以下のとおり。 ・総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農村農村工学又は当該業務部門に該当する技術部門の選択科目） ・農業部門（農業土木又は農業農村工学） ・当該業務に該当する技術部門（選択科目）
		過去5年間（前年度まで）の表彰経験の有無	2	管理技術者として担当した業務の表彰経験（大臣表彰、局長表彰）がある。	1	技術者表彰がある。 その他、参考となる表彰（担当技術者として担当した業務の表彰経験含む）がある。	0	表彰経験がない。	表彰対象は、業務説明書等で記載 (例) 業務表彰：大臣表彰、局長表彰 技術者表彰：農業農村工学会表彰 他 評価対象は当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰については、当該業務部門とAGRIIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。
専任性	専任性	1件当たり1千万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務総額（国営以外も含む）	3	手持ち業務件数3件以内かつ契約総額5千万円未満	1	手持ち業務件数9件以内かつ契約総額2億円未満で、Aに該当するものを除く	-2	A、Bに該当しない。	・既契約の工期末日と当該業務の公示日（9月1日）で重複を判定 ・国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額とする。 (最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額とする。)

最高評価点 28.5 点

（選定の考え方）

A、B、Cの評価点を合計し、最も評価点の多い者から業務内容に応じて、10位の者までを選定する。
なお、参加者が10位に満たない場合、又は10位までの者が10位を超える場合は、10位以内全ての者を選定する。

農業水利基本調査
鳴瀬川地区取水管理実態調査業務
<企業評価>

評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価				備考		
			評価点	A	評価点	B	評価点	C	
資格要件	有資格者	競争参加資格の認定	-	-	1	資格登録されている	2	資格登録されていない	
	技術者資格	当該業務部門の技術者の存在	3	技術士（総合技術監理部門（農業一農業土木、農業一農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学））、博士（農学）、農業土木技術管理士、その他資格者（当該業務部門に限る）が6名以上存在	2	技術士（総合技術監理部門（農業一農業土木、農業一農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学））、博士（農学）、農業土木技術管理士、その他資格者（当該業務部門に限る）が2名以上存在	3	選定しない	A、Bに該当しない
専門技術力	成果の確実性	過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務実績（国営以外の農業農村整備事業を含む）	2	当該業務部門の業務実績が5件以上ある	1	当該業務部門の業務実績が1～4件ある	0	当該業務部門の業務実績がない	・評価における件数は、最近の完了順に10件までとする。なお、10件に満たない場合は、その全てを対象とする。 ・当該業務部門とは、業務説明書本文で示す業務。 ・参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位（下位）を決定するものとし、対象者が数が奇数の場合にあってはグループ分けした際の中間の者は下位グループとする。（但し、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は上位グループとする。） ・業務成績については、業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。
		過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務の平均成績（国営の農業農村整備事業のみ）	2	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の上位1／2グループ	1	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の下位1／2グループ	0	当該業務部門の業務実績がない	・「重大な設計ミス」とは、管内国営事業（務）所が発注する業務において、当該年度を含め過去3年（基準日：参加表明書提出期限の最終日）にダメ、頭首工及び構造等の重要な構造物の設計又は機能・構造に終わるもので事業推進に弊害をきたしたもの、又は人身に危険を及ぼしたもの等。
		納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の有無	-	-	1	右に該当しない	-2	重大な設計ミスの発覚等により直し又は構造物の手直しがあった	・「重大な設計ミス」とは、管内国営事業（務）所が発注する業務において、当該年度を含め過去3年（基準日：参加表明書提出期限の最終日）にダメ、頭首工及び構造等の重要な構造物の設計又は機能・構造に終わるもので事業推進に弊害をきたしたもの、又は人身に危険を及ぼしたもの等。
地域への貢献	過去3年間（前年度まで）の管内における地域貢献活動への支援	2 「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績有り	1	管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農地環境保全、住民参加型直営施工、耕作放牧地解消活動、農村地域防災活動等に貢献して企画的・組織的な支援実績又は災害活動実績有り	0	地域への貢献に対する取組み実績（過去3年間）がない	0	地域への貢献に対する取組み実績（過去3年間）がない	・地域への貢献に対する取組み実績（過去3年間）がない場合は評価しない（0評価）。緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の実施期間から除くことができるものとし、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えることができるものとする。
業務執行能力	過去3年間（前年度まで）における災害協定等に基づく活動実績	1 土地改良施設等に対する災害協定等に基づく活動実績	-	-	0	災害協定等に基づく活動実績（過去3年間）がない	0	災害協定等に基づく活動実績（過去3年間）がない	・災害協定等に基づく活動実績とは、国（地方整備局等）との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請を受けて実施した災害活動実績。 ・被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害活動実績。
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の取得状況等	#8 次に掲げるいずれかの認定等を受けるている。 ・女性の雇用権利における待遇の改善に関する法律（平成22年法律第12号）に基づく認定等（次に掲げる（ア）～（シ）に該当する場合） ・次世代法第13条第1項第1号の規定による認定等（平成22年法律第12号）に基づく認定等（次に掲げる（ア）～（シ）に該当する場合） ・青少年の薦薦の促進等に関する法律（昭和45年法律第14号）に基づく認定等（次に掲げる（ア）～（シ）に該当する場合） ・青少年の薦薦の促進等に関する法律（昭和45年法律第14号）に基づく認定等（次に掲げる（ア）～（シ）に該当する場合）	-	-	0	Aに該当しない			※1 女性の雇用権利に関する第12条又は第13条の規定に基づく認定を受けている企業（第9条に規定するものに対しては、労働時間等の働き方に関する基準を満たすものに限る。）同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。 ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。 ※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。

小計 12.5 点（最高）

農業水利基本調査
鳴瀬川地区取水管理実態調査業務
<予定管理技術者評価>

評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価				備考		
			評価点	A	評価点	B	評価点		
資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野	3	技術士（総合技術監理部門（農業一農業土木、農業一農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学））、博士（農学）	1	測量士、農業土木技術管理士、その他資格者（当該業務部門に限る）	2	選定しない	A、Bに該当しない
専門技術力	業務執行能力	過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務実績、又は実務経験メントした業務実績がある。	2	当該業務部門の管理技術者としての業務実績、又は担当した業務の業務をマネジメントした業務実績がある。	1	当該業務部門の業務実績、実務経験がない。	0	当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務	
		過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務の平均成績（国営以外の農業農村整備事業を含む）	2	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の上位1／2グループ	1	当該業務部門の業務実績がない	0	評価における件数は、最近の完了順に5件までとする。なお、5件に満たない場合は、その全てを対象とする。（「最近の完了」とは、本業務の参加表明書提出初日で重複を削除するものとし、担当した業務の平均成績が参加表明者の下位1／2グループに該当する場合は、該当する業務の件数を1件とする。）	
		管理技術者としての成績がなく、担当技術者としての成績がある場合（過去10年間）	-	1 当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	-	-	-	・評価における件数は、最近の完了順に5件までとする。なお、5件に満たない場合は、その全てを対象とする。（「最近の完了」とは、本業務の参加表明書提出初日で重複を削除するものとし、担当した業務の平均成績が参加表明者の下位1／2グループに該当する場合は、該当する業務の件数を1件とする。） ・業務成績については、以下のとおりとする。 （管内農業農村整備事業に示す「管理技術者「技術者評定点」」） （担当技術者による場合） 業務成績評定通知に示す「管理技術者「技術者評定点」」 業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。	
		農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況	3	前々年度に50CPD単位又は過去3年に150CPD単位以上を取得	1	A、Bに該当しない。	0	農業農村整備事業の継続教育に係る取り組みCPD単位の評価対象とする。「は」の前記どちらかの条件（前年度、過去3年間）を満足していればよい。 前年度に農業農村整備事業が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合は、過去3年間を除く緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えることができるものとす。	
		【加算評価点】 技術士（CPD認定）に認定されている。	1		-	-	-	上の継続教育の取組においてA、B又はCにより加点されおり、かつ、農業農村工学会技術者继续教育機関において取得したCPDにより、技術士（CPD認定）に認定されている場合は、上下に計算する。 ・総合技術監理部門（農業一農業土木、農業一農業農村工学）又は当該業務部門に該当する技術部門の選択科目。 ・農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務部門に該当する技術部門（選択科目）	
		過去5年間（前年度まで）の表彰経験の有無	2	管理技術者として担当した業務の表彰経験（大臣表彰、局長表彰）がある。	1	技術者表彰がある。 その他、参考となる表彰（担当技術者として担当した業務の表彰経験含む）がある。	0	表彰経験がない。	
		専任性	3	手持ち業務件数3件以内かつ契約額5千円未満	1	手持ち業務件数9件以内かつ契約額5千円未満	-2	A、Bに該当しない。	
		1件当たり1千万円以上の管理技術者として担当した業務件数及び手持ち業務経験（国営以外も含む）	3					・既契約の工商業日と当該業務の公示日（9月1日）で重複を判定。 ・国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額とする。（最終年度は契約額から支払額を差し引いた金額とする。）	

小計 16 点（最高）

合計 28.5 点（最高）

（選定の考え方）
A、B、Cの評価点を合計し、最も評価点の多い者から業務内容に応じて、10位の者までを選定する。
なお、参加者が10位に満たない場合、又は10位までの者が10位を超える場合は、10位以内全ての者を選定する。

【申請者記入欄】

<記載例1> △△コンサルタント ○○支店			<記載例2> △△新規設計会社 ○○支店		
申請内容	評価	評定点	申請内容	評価	評定点
受付番号 550011	B	1	受付番号 880099	B	1
技術士 10名 農業土木技術管理士7名 RCCM 10名	A	3	技術士 5名 農業土木技術管理士3名	A	3
10件	A	2	4件	B	1
77. 45点	記載不要 (発注者側で記載しません。)	記載不要 (発注者側で記載しません。)	74. 50点	記載不要 (発注者側で記載しません。)	記載不要 (発注者側で記載しません。)
該当しない	B	1	該当しない	B	1
H30.7 ○○用水路 裏刈り作業 (○○市 R1.9 ○○用水路 整備活動 (○○県 ○○町)	A	2	H30.7 ○○用水路 裏刈り作業 (○○市 R1.9 ○○用水路 整備活動 (○○県 ○○町)	B	1
無し	C	0	園との災害協定	A	1
認定を受けている	A	0.5	該当ない	C	0
小計 9.5	小計 8	小計 0	小計 16 点（最高）	合計 28.5 点（最高）	合計 0

参 加 表 明 書

業務名称 令和〇〇年度 ○〇〇事業 ○〇業務

標記業務の競争入札者選定の参加について関心がありますので、参加表明書を提出します。
なお、業務説明書に掲げる入札参加者に要求される資格要件を有することを誓約します。
なお、現在申請中である業務説明書5の（1）のウに掲げる参加資格を除き、入札参加者に要求される資格要件を有することを誓約します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇事業（務）所長 殿

(提出者)
住 所
会 社 名
代 表 者 役職 氏名
電 話 番 号
担 当 者 役職 氏名
メ ール ア ド レ ス

(様式 2)

企業の有資格者登録の有無等

項目			
競争契約参加資格者登録	有（登録番号 ○○○）	無	手続中

注1： 有の場合、登録番号を記載する。

注2： 参加資格申請中の場合は申請書類写しを提出する。

(様式 3)

有資格技術者数

資格の種類	部門等	所属技術者人数
(例) 技術士	農業土木	○○名
(例) 農業土木管理士		△△名

注1： 別に示す「参加表明者選定基準」に記載の「資格要件一技術者資格」に該当する資格の種類に係る有資格者数を記載すること。（なお、AGRIS登録している事業者は、AGRIS登録内容と極力整合を取ること。）

(様式 4)

企業の過去10年間の当該業務部門の業務実績及び成績

業務名	業務概要	発注機関	履行期間	備考 評定点
AGRIS登録番号：				
				計 ○○ 件
				平均評定点○○.○○点

注1： 過去10年間とは、前年度より過去10カ年度とし、当該年度は含めない。

注2： 契約金額150万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は契約書の写し等業務内容（業務名、業務概要、発注機関、履行期間、請負者、契約金額）が確認できる資料を添付すること。

注3： 業務実績及び成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、10件まで記載する。

なお、国営の農業農村整備事業の業務実績及び成績が10件に満たない場合は、国営以外の農業農村整備事業を含め、10件まで記載する。（本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。）

注4： 評定点は、業務成績評定点とし、国営のみを記入する。

注5： 当該業務部門とは、業務説明書等で示す業務である。なお、業務概要には当該業務部門に合致する事項を簡潔に記載する。

注6： 成果の確実性のうち、過去10年間の業務実績や業務成績を評価する。

(様式5)

重大な設計等のミスの発覚等による契約不適合の有無

項目	有 無
当該年度を含め、過去3年間の業務で納品後における重大な設計等のミスの発覚等により、設計等のやり直し又は成果物の手直しがあったか。	該当あり ・ 該当なし

注1：該当項目に○を付けること。

注2：該当ありの場合は確認できる資料を添付すること。

(様式6)

企業の地域貢献活動への支援（管内における過去3年間）

優良工事（業務）表彰における地域貢献活動の経歴				
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ名	内容	備考
地域活動に対する取組み状況				
年月日	場所	地域活動の内容		

注1：過去3年間とは、前年度より過去3ヶ年度とし、当該年度は含めない。

注2：地域活動に対する取組み状況は、東北農政局管内における農地・農業用水等の資源保全、農村環境保全、住民参加型直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績又は災害協定に基づく活動実績について記載する。

注3：「地域活動に対する取組み状況」は、地域活動の内容毎に、市町村や協議会・団体からの参加表明、参加者名簿等を添付すること。

注4：継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2カ年以上にわたり継続的に実施していることをいう。

注5：緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から除くことができるものとし、「過去3ヶ年の地域貢献活動の支援」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3ヶ年の地域貢献活動の支援」と読み替えることができるものとする。

(様式7)

企業の災害対応活動実績（過去3年間）

災害対応活動への取組状況			
期間	場 所	災害対応活動の内容	備 考

注1：過去3年間とは、前年度より過去3年間とし、当該年度は含めない。

注2：災害対応活動への取組状況は、国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績又は被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応活動実績について記載する。

注3：国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が確認できる資料(国からの要請文書等の写し、国から要請された団体等の会員であることを示す会員名簿等の写し、活動内容を証明する契約書の写し)を添付すること。

注4：業務執行能力(災害等の不測の事態にあっても要請に応じられる「企業としての業務管理運営能力」)について評価する。

注5：国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施多災害対応活動実績については業務名も記載すること。(例：災害設計書作成(○○○○業務))

(様式8)

業務実施体制【再委託等について記載】

分担業務及び再委託等の内容	備 考

注1：当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその理由を記述するとともに、再委託又は協力先が明らかな場合は、企業名等を記載すること。

(様式9)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 「えるぼし1段階目」の認定を取得している。 【該当・該当しない】
 - 「えるぼし2段階目」の認定を取得している。 【該当・該当しない】
 - 「えるぼし3段階目」の認定を取得している。 【該当・該当しない】
 - 「プラチナえるぼし」の認定を取得している。 【該当・該当しない】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【該当・該当しない】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」を取得している。 【該当・該当しない】
- 「トライくるみん認定」を取得している。 【該当・該当しない】
- 「プラチナくるみん認定」を取得している。 【該当・該当しない】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- ユースエール認定を取得している。 【該当・該当しない】

注1 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

注2 それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

注3 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合は、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等確認通知書の写し）を添付すること。

(様式 9)

予定管理技術者の経歴等

ふりがな 氏名	生年月日			
所属・役職				
<u>○所有技術者資格（資格の種類、部門（選択科目）、登録番号、取得年月日）</u>				
<u>○過去10年間の当該業務部門の管理技術者又は担当技術者としての業務実績及び成績（注3）</u>				
管理技術者・担当技術者 (該当する方に丸を付ける)		合計〇〇件、平均成績点 〇〇.〇〇点		
業務名	業務概要	発注機関	履行期間	備考 評定点
AGRIS登録番号 :				
AGRIS登録番号 :				
AGRIS登録番号 :				
<u>○過去10年間の当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験（注4）</u>				
業務名	業務概要	発注機関	実施年度	監督に おける立場 (総括/主任)
AGRIS登録番号 :				
農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況（注8）				
前年度取得単位	CPD（単位を証明する資料の写しを添付すること）			
過去3年度取得単位	CPD（単位を証明する資料の写しを添付すること）			
技術士（CPD認定）に認定されている。（□移行措置による認定）	【該当（別添認知書、取得証明書参照）・該当しない】			
<u>○手持ち業務の状況（令和〇〇年〇〇月〇〇日現在）</u>		合計 〇〇件 〇〇.〇百万円		
業務名	発注機関	履行期間	契約金額	
AGRIS登録番号 :				
AGRIS登録番号 :				
AGRIS登録番号 :				

注1：過去10年間とは、前年度より過去10カ年度とし、当該年度は含めない。

注2：「所有技術者資格」が確認できる証明書の写し等を添付すること。なお、「所有技術者資格」によらず、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上の経験をもった者が従事する予定の場合は、これを証明する相当年毎の業務実績記録（任意様式）を添付すること。博士の場合は、学位、専攻が確認できる修了証明書等の資料を提出すること。

注3：業務実績及び成績は、契約金額150万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は契約書の写し等業務内容（業務名、業務概要、発注機関及び請負者、履行期間、契約金額）が確認できる資料を添付すること。

管理技術者としての業務実績がない場合は、過去10年間の同種又は当該業務部門の担当技術者としての業務実績及び成績を記載すること。

業務実績及び成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、5件まで記載すること。

なお、国営の農業農村整備事業の業務実績及び成績が5件に満たない場合は、国営以外の農業農村整備事業を含め、5件まで記載すること。(本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。)

注4： 実務経験は、契約金額150万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は契約書の写し等業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び請負者、履行期間、契約金額)が確認できる資料の他、監督職員の任命通知書等、業務における自身の立場が確認できる資料を添付すること。(本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。)

注5： 当該業務部門とは、業務説明書等で示す。AGRIS業務分類(コード)表における分類同一の業務。

注6： 「手持ち業務の状況」は、国営及び国営以外の農業農村整備事業、その他公共機関の受注業務であり、管理技術者として従事している契約金額が1千万円以上の業務を記載すること。なお、国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額(最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額)を「手持ち業務」とするのでこれを契約金額欄に記載し、契約額全体を同欄上段に括弧書きで記載のうえ、当該年度支払限度額等の分かる資料を添付すること。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(元予第 2210 号大臣官房参事官(経理)通知。)に基づき一時中止等を行ったことにより公告開始日(令和 5 年 9 月 1 日)に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

注7： プロポーザル方式による業務で予定管理技術者として特定された未契約の業務は、手持ち業務の対象としないで留意すること。

注8： 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況では、単位取得を証明する資料の写しを添付すること。(農業農村整備事業以外の継続教育については、評価しないで注意すること。) 上半期(4月～9月)に間に公示する業務については「前年度」を「前々年度」とする。また、「過去3年間」とは、「前年度からの過去3年間」である。前年度に緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間」に読み替えることができる。

注9： 農業農村工学会技術者継続教育機構において取得したCPDにより、技術士(CPD認定)の認定要件を満たしていることを確認するため、技術士(CPD認定)の申請年度より過去5年分のCPD取得証明書を添付すること。また、移行措置により技術士(CPD認定)に認定されている場合は、移行措置による認定に☑を入れ、申請年度より過去2年分を添付すること。なお、技術士(CPD認定)の認定申請をした年度と認定された年度が違う場合には、申請した年度がわかる資料を添付すること。

注10： 技術者資格及び業務執行技術力の各項目、専任性について評価する。

(様式 10)

予定管理技術者の表彰経歴(過去5年間)

表彰の経歴(業務表彰、技術者表彰)				
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ名	内容	備考
				管理技術者 (又は担当 技術者)

注1： 過去5年間とは、前年度より過去5年間とし、当該年度は含めない。

注2： 表彰の経歴には、当該業務部門に該当する業務等にかかる表彰を記載する。

(当該業務部門とは、発注者が業務説明書で示す業務。)なお、表彰対象については、業務説明書を参照すること。

注3： 内容欄は簡潔にまとめること。

注4： 備考には、業務表彰である場合は発注機関、履行期間、評定点、AGRIS登録番号(未登録の場合は未記載)を、技術者表彰である場合は、所管団体名を記載する。

注5： 業務執行技術力のうち、過去5年間の表彰経験の有無について評価する。

注6： 予定管理技術者の表彰経験が確認できる資料(表彰状の写し等)を添付すること。

(様式 11)

参加表明者総括表

参加表明者総括表は「別添2 様式12 参加表明申請書 総括資料」に記入し、ファイル形式（Microsoft Excel）にて参加表明書提出時に提出する。

○電子入札の場合

電子入札システムにより電送する。

○紙入札の場合

紙に印刷した物にあわせてCD-Rに納めて提出場所に提出する。

資本関係又は人的関係に関する申告書

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇事業所長
〇〇 〇〇 殿

住所

商号又は名称株式会社
代表者役職氏名

業務名 〇〇〇〇事業
〇〇〇〇業務

令和〇年〇月〇日付けで公示のありました標記業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に際し、業務説明書5（2）に掲げる資本関係又は人的関係にある者について、下記のとおり申告します。

なお、当該関係者が本業務の参加表明書及び技術提案書を提出した場合、当該業務の参加表明書及び技術提案書が無効となることについての異議申立てを行わないことを誓約します。

記

1 業務説明書5（2）①のア及びイに掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

受付番号※(2)	商号又は名称	資本的関係
〇〇〇〇〇〇	(株) 〇〇〇〇	子会社の関係
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 (株)	子会社の関係
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 (株)	子会社の関係

2 業務説明書5（2）②のア、イ及びウに掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役職及び氏名	兼任先		
	受付番号※(2)	商号又は名称	人的関係
執行役員 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	(株) 〇〇〇〇	代表取締役
執行役員 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 (株)	取締役
執行役員 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 (株)	取締役

※記載にあたっての留意事項

- (1) 記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。
- (2) 受付番号欄には、令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格確認通知書の「受付番号」を記載すること。申請中の場合は、「申請中」と記入すること。
- (3) 該当がない場合は、「なし」と記入すること。
- (4) 記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成17年法律第86号）第121条に規定する株主名簿（写）、その他関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 上記に掲げる関係者が本業務の入札に参加した場合には、当該業務の参加表明書及び技術提案書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

○○事業 ○○業務
質問回答書（令和 年 月 日）

項目	内容(回答)	備考

担当窓口部署：○○○○

担当者氏名：○○ ○○

電話番号：○○○-○○-○○○

別添6

令和〇年〇月〇日

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇事業（務）所長 〇〇 〇〇 殿

住 所：
商号又は名称：〇〇〇〇株式会社
代 表 者：代表取締役
〇〇 〇〇

電子契約システム対象業務における紙契約方式への変更承諾願について

貴所発注の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業〇〇〇〇業務について、電子契約システムを利用して
の契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。